

◎議長(須貝 孝 議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和元年6月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、報告申し上げます。平成31年4月1日付で、おばねクラブ会長加藤克彦議員から、会派を解散した旨の届け出がありました。さらに、同日付で菅野修一議員より会派令和クラブを結成した旨の届け出がありましたので、会派及び各派代表者会内規第2条第2項の規定に基づき、報告いたします。

また、16番菅野修一議員から平成31年4月10日付けをもって、議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出が提出されたため、委員会条例第14条の規定に基づき、同日これを許可するとともに、新たな議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番塩原未知子議員を指名しましたので、報告いたします。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、議席の変更を議題といたします。このたび、新議場への移行及び議員の会派結成等により、議席を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長をして、朗読いたさせます。

◎事務局長(横 沢 康 子 君)

命によりまして、朗読いたします。

議席番号2番塩原未知子議員は13番に、3番和田哲議員は8番に、4番星川薫議員は10番に、5番笹原和子議員は11番に、6番伊藤浩議員は12番に、7番武田佳久議員は3番に、8番大類好彦議員は2番に、9番青野隆一議員は7番に、11番小関英子議員は14番に、12番加藤克彦議員は4番に、13番奥山格議員は6番に、14番須貝孝議員は9番に、16番菅野修一議員は5番にそれぞれ変更するものであります。以上でございます。

◎議長(須貝 孝 議員)

お諮りいたします。ただ今朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、朗読したとおり議席を変更することに決しました。それでは、ただ今、変更いたしました議席に、それぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分
再 開 午前10時06分

◎議長(須貝 孝 議員)

再開いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 星川薫議員、11番 笹原和子議員、12番 伊藤浩議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大類好彦 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(大 類 好 彦 議員)

議会運営委員会の審議の結果についてご報告申し上げます。

去る5月15日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を5月21日、午前10時から市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところであります。

議案の審議についてであります。専決処分の承認に係る議案5案件及び、議案第37号から議案第39号までの3案件については、いずれも開会初日に審議することといたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から6月7日までの9日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(須貝 孝 議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から6月7日までの9日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月7日までの9日間とすることに決しました。なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第4、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横 沢 康 子 君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

まず先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに關係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、平成31年4月23日付け及び令和元年5月20日付けで、監査委員より議長宛てに、4月及び5月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、3月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況並びに、議員の派遣状況につきましては、配付いたしております、議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご参照願います。

次に、本日お手元に配付しました書類をご参照願います。

市長から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社尾花沢市ふるさと振興公社第29期事業報告書及び第30期経営計画書、尾花沢農産加工有限公司第32期事業報告書及び第33期事業計画書、尾花沢市土地開発公社平成30年度決算書及び平成31年度予算書について、それぞれ提出がありましたので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(須貝孝議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第5、承第3号「平成30年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)の専決処分承認について」から、日程第20、議会案第3号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの16案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、市政推進のため、日夜ご尽力されていることに対し、心から敬意を表します。

令和元年5月1日、晴天のもと多くの市民の方にご来場いただき、新庁舎の開庁記念式典を執り行うことができました。落成式では園児による踊りや鼓笛の披露、さらには各地区の太鼓の競演で盛り上げていただき、餅まき、庁舎見学など、たくさんのイベントを行いながら、市民とともに祝いすることができましたことに厚く御礼申し上げます。式典のあとも多くの市

民の皆様に庁舎をご利用いただいておりますが、「用事を1ヵ所で済ませることができるようになり、利用しやすくなった」とのお声を頂戴するなど、大変好評を得ております。新庁舎開庁に当たり、ご協力を賜りました方々にあらためて感謝申し上げます。

さて、本市の重要事業要望活動についてであります。5月23日に東北地方整備局及び山形河川国道事務所に対し、本市が抱える課題の解決に向けた制度改正や事業促進について要望してまいりました。

今後は、山形県知事をはじめとする関係機関、及び県選出国會議員と中央省庁に対し、要望活動を実施しながら、引き続きひとにやさしく、あったかい元気なまちづくりに推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会に提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

承第3号「平成30年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,226万5,000円を減額し、予算の総額を138億8,672万9,000円としたものです。

歳出につきましては、重度心身障がい(児)者医療給付、子育て支援医療給付、荒楯地区分譲宅地定住支援事業費補助金、荒楯地区分譲宅地造成の工事請負費など、決算見込みにより、予算の減額を行ったものです。

歳入につきましては、地方交付税、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入については、決算見込み等により予算を調整したものです。市債については、各事業の決算見込みにより、予算を調製したものです。

第2表繰越明許費補正につきましては、新庁舎建設事業から特定鉱害復旧事業までの12件については、年度内の完成が困難なことから、繰越明許費の追加を行ったものであり、防災対策設備移設事業と単独の道路新設改良事業は、繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表地方債補正につきましては、事業の決算見込みにより、避難所機能強化等推進事業から公共土木施設災害復旧事業までの27件については、各事業の決算見込みに基づき限度額の変更を行い、緊急通報体制等整備事業及び農業施設災害復旧事業については廃止するものです。

承第4号「平成30年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」についてですが、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額については、変更はないものの、財源を更正したものです。

歳入について、起債対象外経費に繰越金を充当し財

源を更正したものです。

第2表地方債補正につきましては、決算見込みにより、中央診療所施設整備事業の限度額を変更したものです。

承第5号「平成30年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額については、変更はないものの、繰越明許費を設定したものです。

第1表繰越明許費につきましては、施設修繕事業の年度内完成が困難なことから、繰越明許費を設定したものです。

以上の3案件につきましては、専決処分を行ったところであり、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

議第30号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,094万9,000円を追加し、予算の総額を114億9,594万9,000円とするものです。

歳出につきましては、コミュニティ助成事業補助金、プレミアム付商品券事業業務委託料、システム改修業務委託料、プレミアム付商品券事業費補助金、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修業務委託料、一般地区浄化槽設置整備事業費補助金、尾花沢市元気な農業支援事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、宝栄牧場管理棟修繕料、花笠高原スキー場リフト等の工事請負費、矢込川導水路整備の測量設計業務委託料などを追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金として、プレミアム付商品券事務費補助金、プレミアム付商品券事業費補助金、子ども子育て支援事業費補助金、県支出金として、中山間地域等直接支払交付金、諸収入として、災害共済金を追加し、ふるさと尾花沢応援基金からの繰入金と繰越金により予算を調製するものです。

次に議第31号「令和元年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,107万1,000円を追加し、予算の総額を2億4,387万円とするものです。

歳出につきましては、鶴巻田地区配水管敷設の工事請負費を追加し、歳入につきましては、繰越金と市債により予算を調製するものです。

第2表地方債補正につきましては、簡易水道事業の限度額を変更するものです。

議第32号「令和元年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ64万8,000円を追加し、予算の総

額を19億760万8,000円とするものです。

歳出につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料を追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金として介護保険事業費補助金と一般会計からの繰入金により予算を調製するものです。

次に平成30年度尾花沢市一般会計、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計における繰越明許費に係る繰越計算書ではありますが、平成30年度から31年度に繰越した事業について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第6号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

承第7号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

議第33号「尾花沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ではありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第34号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」ではありますが、監査体制の独立性及び専門性を図り、監査委員の報酬額等を改正するため、提案するものです。

議第35号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ではありますが、低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険法施行令の改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第36号「尾花沢市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」ではありますが、福原よつば住宅及び下新田団地の期限付き入居制度について、入居期限を延長し、子育て支援を推進するため、提案するものです。

議第37号「ロータリ除雪車(2.2m)級購入契約の締結について」から、議第39号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」までの3案件についてありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、

原案のとおりご承認、ご可決くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議長(須貝 孝 議員)

次に、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大類好彦 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(大類好彦 議員)

議会案1案件を提出するにあたり、簡単に提案理由の説明を申し上げます。

議会案第3号「尾花沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市議会議員の定数減による組織・機構の見直しのため、提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞ、本案件に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議長(須貝 孝 議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第21、承第3号「平成30年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認について」から、日程第28、議第39号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」までの8案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、8案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第21、承第3号「平成30年度尾花沢市一般会計補正予算(第13号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第3号はこれを承認することに決しました。

次に、日程第22、承第4号「平成30年度尾花沢市国

民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第4号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第4号はこれを承認することに決しました。

次に、日程第23、承第5号「平成30年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第5号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第5号はこれを承認することに決しました。

次に、日程第24、承第6号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第6号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第6号はこれを承認することに決しました。

次に、日程第25、承第7号「尾花沢市国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分
の承認について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、承第7号を採決いたします。本案はこれ
を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第7号はこれを
承認することに決しました。

次に、日程第26、議第37号「ロータリ除雪車(2.2
m級)購入契約の締結について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第37号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第27、議第38号「ロータリ除雪車(1.5
m級)購入契約の締結について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第38号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(須貝 孝 議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案の
とおり決しました。

次に、日程第28、議第39号「災害対応特殊救急自動
車購入契約の締結について」を議題といたします。

これより、質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

加藤議員。

◎4番(加藤 克彦 議員)

今回の入札の件なんですけども、3社を指名して2
社が辞退しております。その中で、前回の救急車の購
入の時にも私、指摘したんですけども、トヨタ車だけ
のホイールベースの長さというふうなものがあって、
日産車が参加できなかったというふうな経緯がありま
した。今回の仕様書に関して、そのような仕様書では
なかったのかなというふうな、この辞退者を見ると思
われるんですが、その辺の結果についてどのようにな
ったのか説明をお願いします。

◎議長(須貝 孝 議員)

消防署長。

◎消防署長(折原 幸二 君)

災害対応特殊救急自動車の入札について、ご説明申
上げます。救急車の仕様書に関しましては、両社入
れる仕様書になっておりまして、どちらか一方を限定
するものではございません。

◎議長(須貝 孝 議員)

加藤議員。

◎4番(加藤 克彦 議員)

辞退した理由というのは、どのような理由で辞退し
たんでしょうか。何らかの理由があって2社辞退して
ると思うんですけども、その理由を教えてください。

◎議長(須貝 孝 議員)

消防署長。

◎消防署長(折原 幸二 君)

お答えいたします。辞退の理由ですけども、1社か
らは納期に間に合わないということで辞退ということ
でいただいております。もう1社につきましては、都
合により辞退ということで辞退書をいただいております。

◎議長(須貝 孝 議員)

加藤議員。

◎4番(加藤 克彦 議員)

前回は申し上げたんですけども、入札は平等性とい
うのは必要であります。ある程度納期のほうは、前も
って日産車もトヨタ車も同じような条件でやっぱり私
は入札するべきでなかったのかなというふうに思いま
す。どうしてもやっぱり前回日産車の場合ですと、運
転する人がハンドルの操作がやりにくいというふうな
指摘があって、それをトヨタ車に限定したというふう
な経緯がありました。それはやっぱり、車というのは
各社メーカーいっぱいありますので、特に救急車の場
合、日産とトヨタというのは限定になりますけども、

私は両方とも参加できるような、平等性のある入札に
今後していただきたいと要望申し上げます。

◎議長（須貝 孝 議員）

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結
いたします。

これより、議第39号を採決いたします。本案を原案
のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（須貝 孝 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案の
とおり決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様で
ございました。

散 会 午前10時37分